

京都大学	博士(文学)	氏名	黒澤和裕
論文題目	ベトナムにおける植民地教育 (1890-1917) — 学政総規の成立まで —		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>長らく中国文明の強い影響下に歴史を刻んできたベトナムは、フランスに植民地化されることによって、中国文明と西洋文明との出会いの場となった。教育面においては、中国的伝統に基づく阮王朝による科挙を中心とした教育が、基本的にはフランス本国の制度を参照しつつ、そこにベトナム独自の要素を保存、もしくは付け加えることによって成り立つ新しい教育制度へと、置き換えられることになる。阮王朝の伝統的な教育制度から、「仏-安教育 (l'enseignement franco-annamite)」と名付けられたフランス主導の教育制度へのこの置き換えは、おもに、1906年に設置された現地人教育改良評議会 (Conseil de Perfectionnement de l'enseignement indigène) を通じて、約10年をかけて進められた。本論文は、フランス植民地期のベトナムにおけるこの教育改革を、考察の対象とするものである。</p> <p>本論文の前半においては、まず第一章で、評議会による改革が開始される時点までのベトナムの教育の状況について詳述したのち、第二章で評議会改革の具体的内容及びその手法について考察し、その帰結である科挙を中心とした伝統的教育制度の廃止と、それに代わって確立された新しい教育制度が検証される。また、この評議会改革がベトナム社会に与えた影響についても検討される。本論文の後半では、ベトナムの植民地化から評議会改革の完了に至る植民地教育政策の思想的背景が考察される。第三章においてはフランスの植民地統治の一つの特徴とされることも多い同化主義の理念が、特に教育面において20世紀初頭までに退場を強いられていく過程が明らかにされる。それを受けて第四章では、同化主義が否定されて以降の植民地教育がいかなる論理に基づいて進められたのか、特に「文明化の使命」論の観点から、それが検証される。フランス帝国史研究においては、フランスが自らの植民地支配を正当化する論理として掲げた「文明化の使命」論の検討は、主に本国のフランス人のメンタリティーの分析という形で進められてきた。この「文明化」の論理がベトナムという植民地の現場においては、いかなる形で実際の政策に影響を与えたのかを明らかにすること、言葉をかえれば、植民地現地における「文明化」の実態の解明が、本論文後半の目的となる。</p> <p><b>第一章 1906年改革以前のベトナムにおける教育の状況</b></p> <p>植民地化以前のベトナムにおける教育は、阮王朝の科挙制度を中心とした教育と、簡単な漢文の読み書きを中心とする大衆向けの教育の二つに分けることができる。後</p>			

者は各村落によって自由に行われ、阮王朝政府が介入することはなかった。科挙は官吏の登用を第一の目的とした試験制度であったが、立身出世の道が宮廷官僚としての出世にほぼ限られていたベトナムにあっては、阮王朝政府はこの科挙の試験問題や採点の仕方によって学問のあり方を規定することができた。阮王朝はまた、訓導・教授・督學という教育担当の官僚を各地に派遣し、学校を設置して科挙受験者への教育も行っていった。また各村落は村内から科挙合格者を出し、中央政府との人脈を築くことを目指し、阮王朝政府もまたその人脈を利用して村政の統制を図った。科挙制度は村落と中央政府の紐帯としての役割も担っていたのである。

他の二邦（アンナンとトンキン）に30年程先立って、フランスにより直轄地として植民地化されたコーチシナでは、占領直後に旧来の教育制度は排除され、フランス式教育の導入が目指された。しかしこの強引な政策は進展を見ず、1890年頃には、同化主義政策は失敗であったとみなされるようになった。1890年に実施されたアンケート調査（ビドー・アンケート）とそれをめぐる議論の結果、仏-安教育と名付けられた、現地の事情にあわせて現地語や伝統的要素を活用した植民地独自の教育制度の普及が目指されるようになる。初期には排除の対象であった伝統的な村落の学校も、この仏-安教育を行う公立学校として、徐々に公教育の中に組み込まれていった。一方、コーチシナとは異なりアンナン・トンキンにおいては旧来の阮王朝による教育はそのまま存続していたが、それと並立する形でコーチシナと同様の仏-安教育の整備も、19世紀末以降小規模ながら進められていった。ただしこの二邦における仏-安教育は、都市部のエリート（フランス人の補佐役）養成を目的としたものに限られ、村落レベルでは旧来の学校がそのまま存続していた。

## 第二章 現地人教育改良評議会による教育改革

1903年、総督ポール・ボーは現地人教育改革の第一歩として、トンキンにおいて進めるべき教育政策のあり方を検討するための委員会を招集した。この委員会では、トンキン・アンナンに比べてフランスによる教育制度の整備が進んでいたコーチシナでの経験を生かし、そこである程度の発展を見せている仏-安教育の制度を、トンキンにおいても普及させていくことが決定された。しかし、直轄植民地であり旧来の教育制度が初期の同化主義政策によって排除されていたコーチシナとは異なり、保護国・保護領であるアンナンとトンキンには阮王朝による制度が存続しており、フランスが主導する仏-安教育を即座に単一の教育制度として確立することは困難であった。また、コーチシナにおける初期の強引な同化政策への否定的評価が現地フランス人の間で定着していたこともあり、その反省から、より慎重な、現地人社会に混乱や反発をもたらすことのない方法が模索されることとなった。また、フランス本国において植民地統治の理念が大きく転換し、同化主義が否定され、現地の制度や慣習の尊重と現地人の植民地運営への参加を謳う協同主義が新しい植民地統治理念として掲げられるよう

になったことも、アンナンとトンキンにおける仏-安教育推進に棹さすことになった。

こうして設立されたのが現地人教育改良評議会であり、評議会の改革は科挙を中心とした阮王朝の教育制度を十二分に活用し、それを「改良」する形で進められた。とはいえ、改革の目標はあくまでも、フランス主導の教育である仏-安教育の充実であり、伝統的教育の「改良」と並んで仏-安教育の整備も進められた。この二つの教育を並立させたまま両者の差異を小さくしていくことが、評議会改革の一貫した方針であった。そして最終的には、科挙制度の学位を仏-安教育の卒業生にも付与し、科挙の本来の目的である阮王朝官吏の登用も仏-安教育出身者からも行われるように改めるという方法で、科挙の権威と機能を仏-安教育に移し替えることにより、伝統的教育の存在意義を失わせ、大きな混乱や反発を引き起すことなく、仏-安教育への統合が実現することになる。この実現、すなわち評議会改革の完了を告げるのが、1917年12月21日に制定された学政総規 (Règlement général de l'instruction publique) であった。

現地人教育改良評議会によるこのような改革は、ベトナム社会に様々な変化をもたらすきっかけを与えた。まず、社会をリードするエリート層の拠って立つ基盤を、中国的伝統から、西洋の、特に科学を基礎とした実学へと変えた。また、ベトナム社会における漢字・漢文の重要性は大きく後退し、それに代わってクオックグーを利用したベトナム語が、特に低いレベルの教育で広く活用されることで、非常に重要な意味を持つようになった。学問のあり方も変化した。改革以前には成人にこそふさわしい修養であった学問が、成人後の経済活動への準備として実際的な知識・能力を身につけるものへと変わった。また、家族や家庭教師、学校や私塾の教師の助けを得つつも、基本的には自ら行うものであった学問が、学校で学ばれるものへと変化した点も重要だった。最後に、誰もが受験可能であり出自による影響が少ないという科挙制度の持つデモクラティックな性格は、それをいわば乗っ取る形で成立した仏現(franco-indigène = 仏-安)教育制度にも多少は受け継がれたと見ることはできるとはいえ、都市の学校への通学が必須となり、また進学条件が厳しく制限されたことなどにより、特に農村部出身者が社会的上昇を遂げるチャンスは、改革以前と比べて少なくなった。

### 第三章 同化主義教育の終焉

現地人教育改良評議会による教育改革が始まる総督ボーの時代には、同化主義に対しては批判的見解が多数を占め、特に1905年に植民地相クレマンテルが協同主義の理念を掲げたことで、同化主義は明確に過去のものとなった。当時、すなわち20世紀初頭の同化主義批判論は、本国における議論の高まりを受けたものであり、1903年にボーが設けた教育問題の調査委員会においてメンバーの一人ミュズリエが提出した文書に表れる議論も、植民地の現場の経験に基づくものというよりもむしろ、本国で行われた同化主義批判の典型的な言説となっている。その特徴は外国、特にイギリスとオランダの植民地統治への高い評価と、当時の最新の「科学的成果」である社会進化論を

根拠に、同化の不可能性を主張し、現地の制度や文化に手を付けることを可能な限り避け、ごく一部のエリート層だけにフランス側との意思の疎通が可能な程度に教育を与え、彼らに統治を任せるべきであるとする議論である。

しかし、インドシナの教育政策において同化主義が退けられたのは、このような20世紀初頭に本国で高まった同化主義批判論の結果ではなく、それに先立つ1890年代にはすでに、同化主義的教育は否定されていた。そのきっかけとなったのは1890年に実施されたビドー・アンケートであり、それを巡る議論の結果、同化ではない教育の普及が決定されたのである。ここで行われた議論は、「科学の進歩」や外国の政策に基づく理念的なものではなく、現場の経験に基づく、より具体的な内容であった。

このビドー・アンケートを巡る議論は、基本的には、教育に使用する言語の選択を問うものであった。フランス語のみを使用した教育は、その実用性・実現可能性の点で否定され、教育における現地語の使用が決定された。現地人がフランス人と同じようにフランス語を話すようにする、という意味での「同化主義」は、ここに否定された。しかし、議論は言語選択の枠内には留まらなかった。共和国の理念を現地人と共有し、政治的同化を目指す、という意味での「同化主義教育」に対しても、否定的認識が確認されたのである。こうして1890年に、インドシナの教育政策においては、フランス語単独での教育と、現地人の法的同化を目指す、という二点について、同化主義が否定されたのである。

しかし、明確にされたのはこの二点だけであり、西洋的要素をどの程度まで植民地教育に加えるかについては、議論に大きな幅が残されていた。1903年にミュズリエが主張したような、フランス側からの関与を可能な限り制限するという極端な現状維持論は、彼の時代にあっても、ビドー・アンケート当時にあっても、少数派の意見に留まっていた。多数派は、同化は否定しつつも、エリートを中心に科学の知識や西洋流のものの考え方、そしてフランス語の教育を普及させていくことを望んでいた。同化は否定されても、「文明化の使命」は放棄されなかったのである。こうして、同化をともしなわない「文明化」の道が探られることになる。

#### 第四章 「文明化の使命」と植民地教育

フランス人が現地人教育の「近代化」を目指した背景には、現地人自身の活動の少なからぬ影響があった。日露戦争をきっかけとしてベトナム人の間では教育の近代化を求める声が高まり、ドンキン義塾に代表されるように、自ら教育や社会の近代化を主体的に進める運動が活発化した。ポーによって教育改革が開始されたのはまさにそうした状況においてであり、ある者は現地人の近代化運動への期待感や共感によって、ある者はそうした運動に教育・社会の近代化のイニシアチブを奪われ、それがコントロール不能に陥ることを恐れたがゆえに、現地人教育の改革の必要性を主張したのである。そして、その教育の改革には、現地人自身も積極的に参加していた。特に1908

年の事件以降、在野の運動家への警戒が強まると、フランス側は阮王朝の官僚達との協力を望み、阮王朝の高官の側も（すべてではないにしても少なくともその一部は）積極的にそれに応じたのである。そのようにして進められた教育の「近代化」においては、アンナンの独自性が追求された。これには、植民地支配を行う上での必要性から教育の主な対象である現地人エリートを大衆から遊離させないため、という支配の論理も働いていたが、一方で、ベトナム独自の文化的発展を後押しすることを「同化」に代わる新しい「文明化」の形としてイメージするようになったためでもあった。

教育の近代化やベトナムの文化的発展という「文明化」には、常にデクラセへの懸念がつきまとい続けた。デクラセとは、受けた教育にふさわしい活躍の場を得られず、体制に不満を募らせる人々のことであるが、自由や平等といった思想の流入がその危険性をさらに高めるとして警戒されていた。ベトナム人が官僚としての出世のみを重視していた従来の状況を改め、それまで軽視されていた経済活動に彼らの目を向けさせ、職業訓練的な実学を教育の中心に据えることが目指された背景には、このデクラセへの懸念があった。ここでのデクラセ対策の論理は、「植民地に経済的発展をもたらすフランス」というイメージを強調することで、「文明化」の論理に回収された。しかし一方で、教育を受ける現地人の数は、植民地経営にふさわしい人材の養成を求める声に押されて増加を続けた。またデクラセへの懸念が、ベトナムの文化的発展という方向に「文明化の使命」論が作用することを押しとどめることもなかった。デクラセ対策の論理が徹底されることは、結局なかったのである。

本論文の考察対象である19世紀末から20世紀初頭にかけては、フランス本国においては共和派とカトリック教会の主導権争いを背景として、ライシテ（政教分離）の問題が重要な意味を持っていた。このライシテは、基本的には植民地ベトナムにももたらされるべき理念であるとされ、実際に部分的には実現している。しかし、本国との状況の相違から、植民地支配の安定を目指す様々な思惑が絡まる中で、ライシテ実現を目指す政策が徹底されることはなかった。共和国の理念の一つであるライシテの理念は、植民地にも「輸出」されたものの、植民地統治の現実の中では曖昧で中途半端な影響力しか持ち得なかった。

同化をともしない「文明化」は、結局のところ、曖昧で多義的な性質のゆえに、人々の期待や価値観、統治上の思惑までも包み込み、ちょうどデクラセの問題やライシテの理念がそうであったように、一つ一つの論理はけっして貫徹されることなく、中途半端で曖昧なまま植民地政策に影響を与えていった。現地人教育改良評議会の改革は、そのような同化をともしない「文明化」の理念の下に、そしてその中途半端で曖昧な「文明化」を象徴するような形で、ベトナムにおける植民地教育制度の確立を成し遂げたのである。

(論文審査の結果の要旨)

日本におけるフランス植民地主義研究の第一世代は、おもに植民地独立運動と経済的支配の解明に取り組んできた。およそ1980年代半ば頃までの研究である。その後、イギリス植民地主義の社会・文化史研究の隆盛に刺激され、フランス国民の植民地観に重点を置く研究が現れた。同化主義や協同主義、あるいは「文明化の使命」と呼ばれる植民地統治理念が、フランス国民の間にどのように定着していったのかを解明せんとする研究で、その焦点は植民地現地からフランス国内に移された。これが第二世代である。

現在のフランス植民地主義研究の最先端は、いわば第三世代が担っている。第一世代のように植民地現地を対象とするものの、独立運動や経済的支配を主要には扱わず、第二世代が究明したフランス国民の植民地観が植民地現地における実際の統治とどのように関わっているのか、両者の重なりと差違が問題にされる。とりわけ、「文明化」にもっとも関わる分野である現地人教育の実態解明が攻究されるようになった。

本論文は、この第三世代による論考で、ベトナムにおける現地人教育をめぐるフランス側の言説と教育の実態を究明し、本国において喧伝されていた同化主義や協同主義、あるいは「文明化の使命」と、実際に支配が行われた植民地現地におけるそれらとの間に、どれほどの相違があったのかを問うたものである。論者は約四年にわたって、南フランスにある植民地関連の国立文書館で一次資料調査にあたっており、ここでの地道な研鑽に基づく論考でもある。

19世紀末までを扱う第1章では、まず、植民地化直前のベトナムにおける教育制度と教育理念（つまり科挙制度に合致した伝統的教育）が整理される。そのうえで、直轄植民地とされたコーチシナでは、植民地化当初、現地のフランス人教育行政官僚たちが、伝統的教育を廃絶し、本国で唱えられていた同化主義教育(フランス語による、フランス国内と同じ授業)を導入しようとしたものの、失敗に帰し、それに替わって、1890年代初めから協同主義教育(フランス語とベトナム語併用による、フランス国内では教えない漢文や儒教道徳も教授する)が導入されていった経緯が解明される。また、保護領・保護国のトンキンとアンナンでは、科挙制度に合致する伝統的教育の存続が容認されるものの、協同主義教育も併置されていった経緯が具陳される。

20世紀初頭を扱う第2章では、おもにトンキンとアンナンに焦点が当てられる。伝統的教育の中身が次第に協同主義教育の中身へ近づけられていったことと、伝統的教育を受けた者だけでなく協同主義教育を受けた者も、フランス人官僚を補佐する中下級官僚に採用されるようになったことで、最終的にはトンキンとアンナンにおいても伝統的教育はベトナム人側からの抵抗なく廃絶されるにいたり、結局ベトナム全土で協同主義教育が実践されるにいたる経緯が丁寧に説明される。

教育制度の変遷を詳述した第1章と第2章を受けて、第3章では、そのような変遷の背後にあったと考えられる、現地のフランス人教育行政官僚の教育観が分析される。

まず、じつにさまざまな教育観が錯綜していた実態が明らかにされる。そのうえで、多数派の教育観、あるいは最大公約数的教育観、といえるものが抽出される。同化主義教育を否定するものの、ベトナムの西洋的近代化を図ろうと唱える「文明化の使命」という看板は降ろさない、そのような教育観であった、と結論づけられる。

第4章では、フランス人教育行政官僚のこのような植民地教育観の、さらに背後にある思想・社会状況が分析される。第一に、日露戦争における日本の勝利に刺激されベトナム人知識人自身のあいだで近代化への願望が高まった社会状況を受け、フランス人教育行政官僚の間で、ある者には、その願望にフランスが応えなければフランス支配への反抗が起りかねないという植民地統治技術上の懸念が、またある者には、近代化を積極的に求めるようになったベトナム人知識人への純粋な共感があったことが究明される。ついで第二として、フランス人官僚を補佐するベトナム人官僚は、ベトナム人のあいだではエリートであるが、そのようなエリートがフランス語による近代的知識のみを有し漢文や儒教的教養を身につけていない場合に生じる、エリートと大衆との文化的分離を抑制し、それによってエリートを通じた大衆支配を容易にしうるといふ功利的な期待を寄せるフランス人教育行政官僚がいる一方で、漢文や儒教的教養の教授がベトナム文化の発展に寄与しうると純粋かつ好意的に考える者もいたことが究明される。そして、こうした相反する発想が、それぞれ「文明化の使命」という看板の枠内で思念されていた事実が指摘される。さらに第三として、フランス国内で反教権主義・政教分離が「文明化」の方途として唱えられるなか、ベトナムでは、フランス国内と同じように、修道会付属学校への公的援助が廃止される一方で、フランス国内とは異なり、修道会の強制的閉鎖にいたるほどの厳格な反教権主義・政教分離は断行されなかった事実が明らかにされる。

第1章から第4章までのこの緻密な事実解明は、従来の、とりわけ第二世代によるフランス植民地主義研究に、いっそうの精緻化を加えるとともにその修正を迫るものでもある。第一に、フランス国内の議論だけを分析した第二世代研究によれば、同化主義から協同主義への転換は二十世紀に入ってから始まるのだが、本論文によれば、その転換はベトナムでは十数年ほど早く起こっていたのである。つまり、植民地での実際の経験が踏まえられたうえでフランス国内での議論が始まった、という道筋が本論文によって提示されたのである。第二に、反教権主義・政教分離が植民地では追求されなかった、という定説が覆された。政権与党の共和主義政治家は、フランス国内では反教権主義・政教分離を断行するものの、カトリック勢力への宥和策として、そうした政策を植民地では追求しなかった、というのが従来の解釈なのだが、本論文は、本土政府から反教権主義・政教分離断行の指示が実際には出されており、それに応じてベトナムにおいても修道会付属学校への公的援助が廃止された事実を明らかにしたのである。さらに、修道会の強制的閉鎖にいたるほどの厳格な反教権主義・政教分離がベトナムで断行されなかったのは、カトリック勢力への宥和が目的だけでなく、修

道会を閉鎖するならば仏教系寺院なども閉鎖しなければ整合性がとれず、後者の閉鎖が、ベトナム人の反抗を招くことへの懸念にくわえて、ベトナム文化の発展を阻害することへの純粋な同情があった事実も解明された。第三に本論文は、同化主義や協同主義、あるいは「文明化の使命」の中身は曖昧で多義的であり、それゆえに、フランス人教育行政官僚のさまざま異なる価値観や思惑がそれらの理念に包み込まれ、結果として、何か一つの論理によって政策が貫徹されることなく現地人教育が行われていたことを、大量の一次資料に基づいて明らかにした。この解明の意味は大きい。従来の研究が、フランス国内の大政治家や代表的植民地主義新聞の言説に依拠することで、特定の価値観や思惑のみを描き、ある意味で簡明な、わかりやすすぎる解釈を提示してきたことに対して、手厳しく見直しを迫るからである。

膨大な一次資料の渉猟と丁寧な読み込みによって事実関係を詳細に明らかにし、それに基づき、従来の解釈の精緻化とその修正を求める優れた論考であるが、詳細なあまり、叙述が重複し、二義的な事柄も過度に叙述され、結果としてかなり読みづらいものになった感がある。とはいえ、そうした叙述上の問題は、本論文の研究史上の価値を損ねるものではない。フランス植民地主義研究の、第三世代によるたいへん有意義な論考であることに間違いはない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2011年3月1日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問をおこなった結果、合格と認めた。